

平成24年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第252条の38第6項）

【テーマ：土地区画整理事業に係る事務の執行等について】意見分

部局等名 都市整備部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況（担当課）
99	<p>(2) 太田地区におけるガス本支管布設工事費用の負担割合について（意見事項10）</p> <p>太田地区で行われるガス本支管布設工事費用に係る市の負担割合は、工事施工者である盛岡ガス株式会社と平成7年8月3日に締結した「太田地区土地区画整理事業に係るガス本支管布設工事の費用負担に関する協定書」で定める負担率82%である。当負担率に基づき23年度に市が負担した本支管布設工事費用は、当初計画（契約額）及び決算額とも16,848千円（内訳：地方特定道路整備事業11,764千円、保留地処分金5,084千円）である。</p> <p>この負担率82%は、契約から17年経過しているが変更されないままとなっている。23年度までに7回にわたる事業計画変更の結果、事業費予算が当初の事業計画の1.7倍超にも膨らんでいるという状況を考慮し、現状に即した事業費の負担割合であるかどうか、再検証することが望まれる。</p>	<p>御指摘の事例につきましては、盛岡ガス株式会社と協議の上、負担割合が現況に沿ったものであるかを検証してまいります。</p> <p>（市街地整備課）</p>	<p>御指摘の事例につきましては、盛岡ガスに費用負担に関する事業費について最新基礎資料による算定を願い、平成25年度において再検証をおこないました。</p> <p>協議の結果、25年度から再検証結果に基づく負担割合に見直すことで盛岡ガスと合意（協定締結）に至り、現在は現状に則した負担割合（65.2%）により整備を進めております。</p> <p>（市街地整備課）</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。